

## 板橋区気象観測システム運用要綱

平成23年1月14日区長決定

平成29年6月30日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、区内の雨量や河川水位等を常時観測・監視し、大雨等から発生する被害の未然防止、抑止及び軽減を図るために設置した気象観測システム（以下「システム」という。）について、適正な運用を図ることを目的とする。

### (システムの定義)

第2条 前条のシステムとは、雨量、河川水位、風向風速、温湿度及び気圧を板橋区内の指定箇所において観測・計測し、河川監視カメラによる河川の撮影を行う観測機器と、当該機器において観測・計測された情報を監視する監視専用システムをいう。

### (観測機器設置場所)

第3条 観測機器は、別表のとおり区施設等に設置する。

### (監視専用システム設置場所)

第4条 監視専用システムは、防災危機管理課、土木計画・交通安全課、常盤台区民事務所及び北部土木サービスセンターに設置する。

### (観測及び記録)

第5条 システムによる雨量、河川水位、風向風速、温湿度及び気圧の観測は、システムの保守点検時を除き常時行う。

2 システムにより観測される情報（以下「観測情報」という。）は、システム内において記録することとし、外部記録媒体（以下「観測記録媒体」という。）への記録も可能とする。

### (河川の撮影)

第6条 システムによる河川の撮影は、システムの保守点検時を除き常時行う。

2 システムにより撮影される情報（以下「映像」という。）は、動画及び静止画とし、システム内において記録することとし、外部記録媒体（以下「映像記録媒体」という。）への記録も可能とする。

### (システムによる監視)

第7条 システムによる監視は、次の場合に行う。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生していること又は発生するおそれがあること。
- (2) 大雨等による水害が発生していること又は発生するおそれがあること。
- (3) その他区長が特に必要と認めた場合

(観測及び映像情報の提供)

第8条 観測情報及び映像を区民等に提供するため、インターネットを利用し、広く一般公開する。ただし、映像は静止画での提供とする。

2 観測情報のうち雨量及び河川水位情報について、防災危機管理課で運用する板橋区防災メール配信システムと連携し、板橋区地域防災計画で規定する注意・警戒値に達した際、登録者に対してメールを配信する。

(管理責任者)

第9条 システムの適正な運用及び維持管理を図るため、システム管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとする。

2 管理責任者は、監視専用システムを配備する部署の所属長をもって充てる。

3 管理責任者は、次に掲げる事項を掌握する。

(1) システムの運用及び維持管理に関すること。

(2) システムの操作者(以下「システム操作者」という。)の指揮監督

4 管理責任者のうち危機管理部防災危機管理課長は、システムの運用に係る業務を区の機関以外のものに委託することができる。

(システム操作者)

第10条 システム操作者は、管理責任者が指名した者とする。

2 システム操作者は、システムの適正な運用に努めるものとする。

(観測情報の加工・保管・管理)

第11条 観測情報は、観測時の状態のまま保存し、記録データを加工してはならない。

2 管理責任者は、観測情報(観測記録媒体を含む)の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(観測情報の保存期間・消去・廃棄方法)

第12条 観測情報の保存期間は、原則として10年間とする。保存期間を経過した観測情報は、上書きする方法で、速やかに消去を行う。ただし、災害時等の観測情報として管理責任者が記録保存資料として必要と判断した場合には、観測記録媒体に保存できる。

2 観測記録媒体の廃棄は、破砕等により行う。

(映像の加工・保管・管理)

第13条 映像は、撮影時の状態のまま保存し、記録データを加工してはならない。

2 映像記録媒体をシステム設置場所以外へ持ち出してはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者等が許可した場合は、この限りではない。

3 管理責任者は、映像及び映像記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(映像の保存期間・消去・廃棄方法)

第 14 条 映像の保管期間は、原則として静止画は 10 年間、動画は 1 ヶ月とする。保存期間を経過した映像データは、上書きする方法で、速やかに消去を行う。ただし、災害時等の映像（静止画・動画）について、管理責任者が記録保存資料として必要と判断した場合には、映像記録媒体に保存できる。

2 映像記録媒体の廃棄は、破砕等により行う。

(映像記録媒体の提供)

第 15 条 区長は、映像記録媒体（動画）を他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

( 1 ) 法令に基づく場合

( 2 ) 区民の生命、健康及び財産に対する危険を避けるために、緊急かつやむを得ないと認められる場合

( 3 ) その他防災意識の向上及び啓発並びに防災教育の資料等に使用する場合

( 4 ) 区長が特に必要と認めた場合

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関する必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 観測機器設置場所一覧

水位計・雨量計・河川監視カメラ局						
	観測場所		観測機器			監視水系
	名称	住所	水位計	雨量計	カメラ	
1	板橋	仲宿50番地	1	1	1	石神井川
2	学校橋	大谷口北町51番地	1	1	1	石神井川
3	芝原橋	高島平七丁目48番地	1	1	1	新河岸川
4	成増橋	成増五丁目23番地	1	1	1	白子川
5	平成橋	舟渡一丁目4番地	1	1	1	新河岸川
水位計・河川監視カメラ局						
	観測場所		観測機器			監視水系
	名称	住所	水位計	雨量計	カメラ	
1	栗原橋	桜川一丁目5番地	1		1	石神井川
2	落合橋	三園二丁目16番地	1		1	白子川
水位局						
	観測場所		観測機器			監視水系
	名称	住所	水位計	雨量計	カメラ	
1	久保田橋	双葉町13番地	1			石神井川
雨量局						
	観測場所		観測機器			監視水系
	名称	住所	水位計	雨量計	カメラ	
1	板橋区役所	板橋二丁目66番1号		1		
2	常盤台区民事務所	常盤台三丁目27番1号		1		
3	北部土木サービスセンター	新河岸一丁目9番		1		
4	紅梅小学校	徳丸八丁目10番1号		1		
5	熊野地域センター	熊野町40番9号		1		
6	大谷口地域センター	大谷口二丁目12番5号		1		
7	赤塚第二中学校	成増三丁目18番1号		1		
8	志村第五小学校	西台三丁目38番23号		1		
気象観測局						
	観測場所		観測機器			監視水系
	名称	住所	風向風速計	温湿度計	気圧計	
1	板橋区役所	板橋二丁目66番1号	1	1	1	